

文教厚生委員長報告

令和4年9月定例会

文教厚生委員長報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例」など条例案3件、「令和4年度島根県一般会計補正予算（第4号）」など予算案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第104号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の条例案1件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった第104号議案「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」については、教職員及び病院局職員が60歳を超えると給料月額が7割水準となるが、生計費の原則に反すること及び職務給の原則に反する恐れが拭いきれないとの理由から、反対であるとの意見がありました。

一方、別の委員からは、定年延長が教員不足解消に寄与する面があるのではないかとの意見もありました。

また、別の委員からは、管理監督職の特例任用の制度について、個々の事情などに配慮して適切に運用するよう要望がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、賛成多数により原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第85号議案「令和4年度島根県一般会計補正予算（第4号）」のうち、健康福祉部所管分についてであります。

子ども食堂緊急支援事業について、委員から、国の地方創生臨時交付金増額が閣議決定されており、これを利用してさらなる支援をすべきであること、またこの交付金は、医療、介護、保育、障がい児者の施設等への支援が推奨メニューに含まれており、これを利用した追加支援を行うよう意見がありました。

次に、第106号議案「島根県手数料条例の一部を改正する条例」のうち、教育委員会所管分についてであります。

教員免許を失効した方でも再授与申請を行うのみで改めて免許状の交付が受けられることから、再度教壇に立たれる方が出ること、教員不足解消に資する面があるのではないかとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和5年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について」では、委員から、商工労働部及び農林水産部と連携した新規求人の開拓は、とても良い取組であり、さらなる対応の充実を求める意見がありました。

また、教員の不祥事防止については、委員から、児童生徒からの信頼が失われ、まじめにやっている教員が報われなくなるので不祥事が生じないよう対策を求める意見があり、執行部からは、研修負担が増えすぎないようにバランスを考えながら、本人に考えさせるメニューを研修内容に盛り込むなどして、より一層研修の質を上げていくことで対応したいとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しについて」では、委員から、全数届出の見直しにより、県民のリスクが増大するのではないかとの質問があり、執行部からは、リスクが上がるのは間違いないが、島根型のフローを作成し、最初に医療機関を受診していただくことでリスク低減を図っているとの回答がありました。また、委員から、新型コロナウイルス感染症への対応によって通常の介護サービスの提供では想定されない「かかりまし経費」が生じている介護事業所等への補助、支援が不足しているのではないかとの質問があり、執行部からは、減収が生じている事業所への支援について、引き続き、国に対し、要望していくとの回答がありました。

また、別の委員からは、宿泊療養施設として利用している県立青少年の家については、現在の宿泊療養施設としての機能をしまね宿泊療養施設に集約し、本来の社会教育施設の役割に戻してはどうかとの質問があり、執行部からは、民間ホテル等の借上げが困難な状況であるため、引き続き、県立施設の宿泊療養施設の確保が必要であるとの回答がありました。

また、「島根県児童相談所一時保護所の第三者評価の結果について」では、委員から、アフターケアなども含め、子どもにとってより一層安心な環境での適切なケアに努めていただくよう要望がありました。

以上、文教厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。